

歴史の研究と教育に携わる立場から 4 月 28 日の意味に改めて思いを致し、 辺野古への米軍基地移設に反対する声明

本日、わたしたちは、サンフランシスコ平和条約が発効した 1952 年 4 月 28 日から、62 年目の日を迎える。

安倍晋三内閣は、昨年 (2013 年) 4 月 28 日に「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を開催した。その背景には、占領期に進められた民主化・非軍事化政策を過小評価し、占領期を「主権喪失」の時期と位置付け、憲法改悪と教育への政治介入を進めていこうとする狙いがあった。しかしまさにその 4 月 28 日、主権を喪失し米国の施政権下に入った沖縄の人々は、この日を屈辱の日と呼び政府の式典開催に強く反対した。そして今も続く過重な基地負担に抗議するとともに、2014 年 1 月 19 日の名護市長選挙においては、多数の市民が辺野古への米軍基地移設を許さないという意思を鮮明にした。だが安倍政権は、そうした名護市民や沖縄県民の願いを顧みず、依然として辺野古への米軍基地移設を強行する姿勢を崩さず、集団的自衛権の承認をはじめとする解釈改憲の道を突き進もうとしている。

そもそもサンフランシスコ平和条約は、日本の植民地支配や侵略戦争によって最も深刻な被害を受けた中国 (中華人民共和国・中華民国) と朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国・大韓民国) の代表が招かれず、ソ連など 3 カ国が調印を拒否する中で結ばれるなど、平和条約として多くの課題を残すものであった。アメリカが日本の経済復興とアジアにおける主導権の確保を優先し平和条約の成立を急いだため、日本によるアジア諸国への賠償はきわめて軽いものになり、アジア諸国の間には強い不満が残った。こうして日本の戦争責任・戦後責任問題は曖昧にされ、日本とアジア諸国との関係には大きな禍根が残った。

さらに重大であったのは、この平和条約の結果、沖縄、奄美群島、小笠原諸島が本土から切り離され米国の施政権下に入ったことである。そもそも 1879 年以降のいわゆる「琉球処分」によって自らの主権を狭められた沖縄は、日本の軍国主義化が進むにつれて本土を守る盾とされ、日米間の沖縄戦では住民の 4 分の 1 以上に達する多大の犠牲者を出した。そして戦闘が終結した直後から米軍によって多くの土地が奪われ、1952 年 4 月 28 日以降、米軍基地のための土地強制収奪の範囲は一層拡大された。その結果、今日の深刻な基地問題があることを忘れるべきではない。

平和条約が発効した 4 月 28 日は、日米安全保障条約が発効した日でもある。「安全保障」という名の下、日本はアメリカの軍事戦略の一部を担うことを約束し、国民生活を危険にさらす米軍基地の存続を受け入れた。安保体制の下で行われた 1972 年の沖縄返還は、沖縄の米軍基地を解消するどころか、むしろその一層の機能強化に道を開くものになった。

またサンフランシスコ平和条約は、旧植民地出身者に対する差別的な政策の原点にもなっている。条約発効と同日に制定公布された外国人登録法が外国人を治安政策上の管理対象とみなし指紋押捺制度を設ける一方、日本国籍の喪失を強制された朝鮮人・台湾人は「軍人恩給」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の対象から除外されることになった。

歴史学の研究と教育に携わるわたしたちは、世界と日本に暮らす人々の複雑な心情に思いを致し、サンフランシスコ平和条約、日米安全保障条約、外国人登録法が発効した 4 月 28 日が戦後日本の歴史において持った重い意味を心に刻み、今日なお過重な基地負担に苦しむ沖縄から全ての米軍基地を撤去していくこと、当面、辺野古への海兵隊基地の建設を中止し、普天間の基地を撤去することを要求する。